



垂井町まちづくり基本条例

もっと身近に😊 まちづくり基本条例！

Q5（質問）“まちづくり基本条例”ができて、何が変わったの？

A（答え） これまでは、主に議会と行政とで行われてきた「行政主導型」のまちづくりから、積極的な情報提供などにより、住民がさまざまな分野のまちづくりに参加する「協働型」のまちづくりへと転換されてきています。その中で、住民・議会・行政それぞれの役割が明確となり、住民のみなさんのまちづくりへの参加の機会が、これまでより増加しつつあります。

例えば、地域コミュニティの形成、地域の課題解決などを目的とした「地区まちづくり協議会」が住民と行政との協働により全地区に設置されたことにより、地域住民の思い・考えによる事業運営が活発になったことや町の主要な計画を策定する場合には、住民参加のワークショップを開催するなど、住民の声が活かされた計画づくりが進められるようになってきています。

これらの取り組みは、すべての住民にとって直接感じられるものではないかもしれませんが、少しずつ“条例の効果”を実感する機会が、今後増えてくることと思われます。